

○小林委員長 日程2、陳情審査に入ります。

初めに、送付6-42、公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例に関する陳情が新たに当委員会に送付されました。陳情の写しをご確認いただきたいと思っております。よろしいですか。

陳情につきましては、朗読は省略して、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。省略します。

本陳情につきまして、執行機関から情報提供等がございましたらお願いいたします。

○尾上安全生活課長 私のほうから、公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例に関する陳情のご説明を行います。

千代田区公共の場所における客引き行為の防止に関する条例は、警察の仕事を補完する趣旨で、平成26年4月1日に施行されました。

まず、現状の客引き防止の取組についてご説明いたします。

秋葉原中央通り、秋葉原駅昭和通り口、神田駅、水道橋駅を、客引き行為の重点地区に指定して、次の三つの対策を取り組んでおります。

まず一つ目が、客引き防止対策事業です。区で委託する警備会社が秋葉原中央通りについては週7日程度、平日7名が17時から22時まで、休日は10名が12時から22時まで従事し、そのほかの秋葉原昭和通り口、神田駅、水道橋駅については週3日程度、4名が平日の17時から22時まで従事し、客引き防止の指導、注意を呼びかけております。

二つ目の取組が、区の職員の生活環境指導員による巡回指導です。秋葉原駅、神田駅地区を4名2組に分かれ、毎日午後0時30分から午後7時30分まで路上喫煙対策も兼ねながら客引き行為を現認した際は注意・指導する客引き防止活動に取り組んでおります。

三つ目が、管轄警察署と連携した悪質な客引き行為の取締りです。客引き防止対策事業の委託警備会社が指導しても改善されない場合、その悪質な客引き行為の店舗情報を収集し、管轄警察署へ情報を提供して取締りの依頼をしております。

以上三つの取組を行っております。

次に、陳情書一つ目の禁止行為の明文化についてご説明させていただきます。条例では、公共の場所において客引き行為、勧誘行為、客待ち行為の禁止を定めています。また、条例には、客引きの声かけ、客待ちするたむろ行為と明文化しておりませんが、このような行為も客引き、客待ちの禁止行為に該当する状況があれば区条例違反で指導を行っております。また、東京都の迷惑防止条例と区条例の違いですが、例えば都条例では執拗な客引き行為と定め禁止行為をしておりますが、区条例については、客とならないように積極的に誘い進める客引き行為が禁止行為に該当します。指導の手順ですが、区条例は客引き行為を現認した場合は、指導、改善措置命令、違反事実、氏名の公表の行政指導の手続になっております。過料規定を定めている新宿区、港区、豊島区等の自治体は、指導、警告、過料の公表の行政手続を行い過料の徴収を行っております。

次に、陳情二つ目の誓約書の提出についてですが、誓約書の提出をしている自治体は、従業員が客引きを行った場合、その従業員が所属する店舗を指導するために誓約書を提示させております。しかし、現在、客引きはどこの店舗にも属さないフリーの客引きが多いため、店舗まで指導が行き届いていないという状況を聞いております。

最後に、過料規定のご説明になります。

違反行為を繰り返す風俗店の従業員やこの店舗にも属さないフリーの悪質な客引き行為の取締りは、専門的な知識・経験を有する警察機関でさえも慎重かつ厳格に違法性を判断し事件化している中で、警察仕事の補完をする趣旨で取り組む区の職員が罰則の過料を科すための違法性の判断を行うことはかなり難しいと考えております。現在、区では客引き防止の委託事業者の人員配置も他の自治体と比べ手厚く配置し、警察の取締りについては、区の委託事業の情報提供により風俗店従業員の客引きや中国エステの客引きを事件化するなど、警察と連携が十分に図られており、過料を定める新宿区、港区、豊島区などの自治体の取締りと同等の取締りの内容と認識しております。また、過去、秋葉原が違法な客引き行為が散見された時期もありましたが、現時点では改善されており、現状の取組は実効性があると認識しております。

以上になります。

○小林委員長 はい。今、情報提供が終わりました。委員の皆様から、その他、執行機関に確認したい事項があればお願いします。よろしいですか。

米田委員。

○米田委員 今、課長からあったんですけど、1番のところですけど、明文化されていないけど、今の区条例でこのようなことは対応できているという形でいいですか、今の説明を聞くと。

○尾上安全生活課長 ええ。委員のおっしゃるとおり、今は明文化されておりませんが、このような行為があれば指導しているところでございます。

○米田委員 この2番のところも、いわゆる誓約書を書いて出してもらってはいないんですけど、書いてもらっているところの実効性を見ると、若干今の時代に即していない部分があったり、フリーで雇っている部分があるんで、これをやっても意味ないことはないんですけど、実効性としてはあまり今の時代にそぐわないと。で、別の形でも区条例である程度網羅できているというところでよろしいですか。

○尾上安全生活課長 確かにうちのほうでは誓約書等は取っておりませんが、客引き行為がある店舗にありましては、我々職員がじかに店舗に出向いて、こういった違反行為をやめてくれという指導はしております。

○米田委員 指導をやっているということですね。あと、そうはいつでも、この陳情者はそういう部分はまだ見えていないから、こういう陳情が出ているのかなと思います。ただ、課長の説明を聞いていると、いわゆる大きな繁華街を抱えているところ、新宿とか歌舞伎町とか、いわゆる上野とか、豊島区なんかもでかいのがありますが、こういうところと比べても、いわゆる指導員の人数とか日数とか、あと神田駅も秋葉原もそうですけど、地域の方とパトロールをやっているんで、何ら遜色ないというか、千代田区のほうがこれ逆に多いぐらいかなというところなんですけど、そういった取組はしっかりやっていると、この認識でよろしいんですか。

○尾上安全生活課長 はい、さようでございます。委託している警備会社の人員にありましても、ちょっとした調査なんですけど、過料を定めている港区では26名で、うちが24名という手厚い配置をしておりますので、また、地域住民の方々にパトロールも定期的に行っておりますので、今の現状は対策が取れているのかなと認識しております。

○米田委員 さっきも言ったんですけど、とはいえ、やっぱりこういう陳情が出るということは、その辺のアピールがまだやってはいらっしやるんでしょけど足りないのかなと思います。あとは、こういったクレームが入ったときに、ふだんなんかは青パトで対応していただいていると思うんですけど、そういった青パトで対応しているよということもしっかりアピールするのと、連絡があったときはすぐに対応する、この取組が僕はもう重要だと思うんですけど、この取組をしっかりとアピールしていただきたいなと思うんですけど、いかがですか。

○尾上安全生活課長 委員ご指摘のとおり、区民の意見はしっかりと聞いて、手薄になっている時間帯とか苦情がありましたら、そういった時間帯にありましては、委託警備会社で対応できていないところがありましては、青パトなど警戒に当たって客引き防止対策に取り組みたいと思っております。

○米田委員 最後。またさっきの警備体制、22時までと大体なっていたんですけど、22時以降もそういったことがあれば、また区民の方から連絡があれば、22時以降も青パト等でしっかりと取締りというか対応もしていただけるんですか。

○尾上安全生活課長 現在も22時以降も青パトのほうは客引き防止の警戒に当たっておりますので、引き続きしっかりと区民の安全・安心を守るために客引き防止対策に取り組んでまいります。

○小林委員長 ほかにございますか。

○入山委員 まず、声かけ等、客引きと客待ちについての違いと、あと、風俗店と飲食店の客引きについての違いみたいのはあるんでしょうか。

○尾上安全生活課長 例えばなんですけど、客引きなんですけど、通行人の中から会社員風の男性5人を発見して接近した上で、お客さん、二次会のお店探しておりますかなどと声をかけるようなことが客引きとなります。また勧誘というのもあるんですけど、この勧誘というのは、不特定の人の中から特定に対して、要はスカウト行為ですね、女の子をスカウト行為するのが勧誘という定めになっておりまして、若い女性の1人を発見して接近した上で、お仕事を紹介しますけど聞いてくださいなどと声をかけるのが勧誘になります。客待ちというのは、こういった行為をするために待つ行為が客待ちという解釈になります。

もう一つ、風俗店と飲食店の客引きの違いということなんですけど、特別、客引き行為についてはそういった違いを区別することはしていません。客引き行為は取り締まっておりますので、違反行為に該当すれば風俗店だろうが居酒屋の従業員だろうが取り締まっている状況でございます。

○小林委員長 今、委員のほうは、風俗店と普通の飲食店の違いは何ですかということも聞いております。客引きとか、関係なく。

○尾上安全生活課長 あ、分かりました。そこは風俗店にありましては、居酒屋はご覧のとおりお酒だけを提供するところ、風俗店にありましては女の子が接待したりとかサービスするような、そういったのが風俗店という分類で行っております。

○小林委員長 よろしいですか。もうちょっと詳しく言ってもいいけど。

○尾上安全生活課長 もうちょっと詳しく。時間帯も、あとは警察から社交飲食店の許可を取っていれば風俗店……

○小林委員長 そういうことだね。

○尾上安全生活課長 深夜酒類のいわゆる深酒の許可を取っているのは居酒屋というふうな、警察的な許可で言えば、そういうふうな分類に分かれています。

○小林委員長 入山委員。

○入山委員 今、まさしく警察の許可のことにちょっとお伺いしようかなと思っていたんですけども、許可というのは、風俗店、飲食店、簡単に取れるものなんでしょうか。

○尾上安全生活課長 許可にありましては、警察のほうになるんでちょっとあれなんですけど、やっぱり欠格事由というのがそれぞれ定めておりますので、欠格事由に該当するのであれば許可は取れません。

○入山委員 許可が取れることによってビラを配ったり客引きをしている飲食店、風俗店があるというふうな話、相談も受けたりもするんですけども、この陳情でも、にぎわいが生まれること自体はすごくいいことだという話になっていますので、ぜひ警察とも連携してまちをにぎやかにしていただきたいなと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○尾上安全生活課長 やはり客引き行為は、ぼったくりだったり、そういった違法店舗だったり、そういった治安を悪くする行為でありますので、その辺は警察としっかりと連携を取って、区民が安全に飲めるようなまちづくりに取り組んでまいります。

○小林委員長 田中副委員長。

○田中副委員長 ご説明ありがとうございました。この陳情書の中にあります新宿区だとか港区が5万円以下の過料を設定しているということで、こちらの実際に執行された件数などは把握されていますでしょうか。

○尾上安全生活課長 把握しておりますが、ちょっと向こうの自治体のほうもまだ公表していないということですので、ちょっと、すみません。

○田中副委員長 そうしますと、この過料を設定しているということが検挙というか、この客引き行為等を阻止する、抑制になっていると考えられますか。

○尾上安全生活課長 過料の規定があれば抑止力はないとは言えません、あると思いますが、今、千代田区にありましては、ご説明したとおり、一番やっぱり客引きを取り締まる、彼らには一番警察の取締りが一番きついところですので、千代田区にありましては、警察との連携が取れておりますので、引き続き過料を取り締まっている自治体の取締り状況を見ながら、効果があるのかどうか研究してまいります。

○田中副委員長 はい。よろしく願いいたします。あと、新宿だとか六本木を抱える他の近隣の自治体との連携状況などはどうなっていますでしょうか。

○尾上安全生活課長 ほかの自治体とも過料の取締り状況だったり人員だったり、そこは情報共有しながら、いい点は学んで取り入れてやっているところでもあります。

○小林委員長 どうぞ、いいですか。

地域振興部長。

○印出井地域振興部長 補足してご答弁申し上げます。

この陳情にもございますけれども、いわゆる繁華街を抱える自治体、そういった自治体の中には、当区と同じように警視庁から派遣している今のうちの区的安全生活課長のよう、そういった課長もおりますので、そういった意味でしっかりと取締りの状況、それから過料処分における実効性の状況、そういったものについてしっかり、これまでも課長が

答弁を申しあげましたけれども、情報共有していますけれども、今後につきましては、今般、渋谷区が5万円という形で動き始めますので、そういったところの情報もしっかり取りながら、一方で、ちょっと昨日たしか渋谷区の常任委員会で議論があったというふうに聞いてございますけれども、今後、様々運用する上での課題というのも明らかになってくるんじゃないかなというふうに思っております。渋谷区は特に路上飲酒、路上喫煙、そして今回客引きと三つ取り組むということですので、同じ繁華街を抱える自治体として、今後、これまでも必要に応じてやってきましたけども、今後もしっかり連携を図っていきたいというふうに思います。

○田中副委員長 ありがとうございます。

○小林委員長 ちょっと確認をしたいんですけど、この2番目に言っている客引きや勧誘行為等を行わない旨の誓約書を区に提出させている。こういう誓約書を区が受けているんですか、警察が受けているんですか。

○尾上安全生活課長 区が受けていると聞いております。

○小林委員長 区が受けているんですか。

○尾上安全生活課長 はい。

○小林委員長 ということは、安全生活課長のところに来るわけですね。

○尾上安全生活課長 これはうちはやっていないです。

○小林委員長 違うでしょう。

○尾上安全生活課長 ほかの自治体のやっている説明になるのですが、ほかの自治体を確認したところ区で受けている。

○小林委員長 区で受けている。

○尾上安全生活課長 はい。

○小林委員長 千代田区は……

○尾上安全生活課長 やっておりません。

○小林委員長 やっていないんですね。

○尾上安全生活課長 はい。

○小林委員長 はい。それと、誓約書は千代田区は出させていない。ということは、今、警察との連携で一番効果のあるのは検挙だと。

○尾上安全生活課長 そうです。

○小林委員長 検挙すると、そこがほかのところも検挙されないために自粛するということですよ。

○尾上安全生活課長 もありますし、お店のほうも営業停止とか両罰規定がありますので……

○小林委員長 になりますよね。

○尾上安全生活課長 そういったところまで取締りができるという。

○小林委員長 ですね。それと、先ほどの説明の中で、お店にこういう客引きをする人に注意をするんだけど、お店に属さないフリーの方がやっているとか捕まえ切れないということですよ。そのフリーの人はどういうふうにすれば効果があるんですか。

○尾上安全生活課長 そのフリーの客引きは、例えば神田で指導された場合、あ、すみません、ほかの指導された場合でも、錦糸町だったり、こういった手順の段階がありますの

で、指導、警告、過料という、警告を受ける前に違う地区に移動したりとかという状況でフリーの客は逃げ回っているというか、いう状況なもので。

○小林委員長 それに対する対策というのは今はないんですか。

○尾上安全生活課長 区としての……

○小林委員長 区でも警察でも。

○尾上安全生活課長 警察ではそういったフリーの客引きも取締りをしております。ただ、やはりフリーの客ですので、先ほど説明のとおり、何でしょうか、厳密に違反性を判断して検挙しているという状況です。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、この陳情につきまして意見ある委員の方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、今までいろいろ確認等をしてまいりましたけれども、この陳情の質疑は終了してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。じゃあ、終了します。

意見等もよろしいですね。ほかにございますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、この陳情の取扱いについていかがいたしましょうか。

米田委員。

○米田委員 皆さん各委員からのご意見を聞いていると、1番については明文化されていないけど対応できていると。2番に関しても、難しい部分はあるけど、警察との連携で何とかクリアしているのではないかと。あと、そのほかも区としてもしっかり対応していると。ただ、22時以降とか、そういった部分での課題はあるとはいえ、しっかり今後もやっていくということが分かりましたので、今日の議論を含めて陳情者にお返し。

○小林委員長 議事録をもってお返しする。

○米田委員 議事録をもってお返しさせていただければいいんじゃないかなと私は思いますけれども。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか、ご意見。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、この陳情につきましては、1の明文化については、はっきり明文化されていないけど、区としてはその中に含まれていると。2につきましては、誓約書をやっていますが、警察との連携を取って引き続き……

○米田委員 いませんが。

○小林委員長 せんが、はい。

○米田委員 うん。

○小林委員長 警察と連携を取って対応していくことで対応すると。3番目の過料については、千代田区は設定をしていないという、ほかの自治体の今状況が始まったばかりで、これを一足飛びにやることはかなり難しいということで、これについては検討中というこ

とだと思えます。という、今の議事録にしまして陳情者にお返しすることにいたします。

それでは、本陳情については議事録をもってお返ししたいと思いますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、本陳情につきましては終了することといたします。

それでは、以上で送付6-42の陳情審査を終了いたします。よろしいですか、いいですよ。

次に、じゃあ、行きます。